

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年3月26日
【発行者の名称】	三興商事株式会社 (Sankosyoji Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嶋尻 行雅
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市駿河区中田一丁目5番3号
【電話番号】	054-283-1181
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 山田 志子
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堆 誠一郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	三興商事株式会社 https://www.35s.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期中	第52期	第53期
会計期間	自 2023年7月1日 至 2023年12月31日	自 2021年7月1日 至 2022年6月30日	自 2022年7月1日 至 2023年6月30日
売上高 (千円)	1,168,354	2,492,857	2,980,697
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△19,477	69,337	158,418
中間純損失 (△) 又は当期純利益 (千円)	△16,715	40,672	121,801
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	40,000	40,000	40,000
発行済株式総数 (千株)	240,000	80,000	80,000
純資産額 (千円)	585,913	1,138,074	606,482
総資産額 (千円)	1,952,027	1,542,972	1,709,665
1株当たり純資産額 (円)	2,441.31	4,741.98	2,527.01
1株当たり配当額 (円)	—	25.00	—
(1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間純損失金額 (△) 又は当期純利益金額 (円)	△69.65	169.47	530.44
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	30.0	73.8	35.5
自己資本利益率 (%)	—	3.6	14.0
株価収益率 (%)	—	—	—
配当性向 (%)	—	4.9	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△41,907	83,258	178,750
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,592	△52,624	304,564
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△179,000	△6,000	△180,062
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	416,912	307,874	630,227
従業員数 (名)	39	28	37

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は、就業人員数であります。

4. 潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第 5 項の規定に基づき、第53期の財務諸表については、ときわ監査法人の監査を受けておりますが、第52期の財務諸表については当該監査を受けておりません。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条 3 項の規定に基づき、第54期中の中間財務諸表については、ときわ監査法人の中間監査を受けております。
7. 当社は第54期中より中間財務諸表を作成しているため、それ以前の中間財務諸表は記載しておりません。
8. 2023年11月30日付で普通株式 1 株につき 3 株の分割を行いました。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間純損失金額又は当期純利益金額を算定しております。また、第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり配当額を算定した場合、第52期は8.33 円となります。
9. 当社は2022年12月13日開催の取締役会決議により、2023年 1 月 1 日付で、当社を存続会社、株式会社J-FUN 8 を消滅会社とする吸収合併を行いました。そのため、第53期の純資産の額は、第52期と比較して大幅に変動しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2023年12月31日現在

従業員数(名)
39

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 当社は建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社では労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への制約が解消されたことで正常化が進み、緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、常態化する円安や長期化する物価上昇、不安定な国際情勢など、景気の下振れリスクが存在しており、景気の先行きは不透明な状況が継続しております。

当社の属する建設業界においては、資材価格の高騰や人件費の上昇が顕在化するなど、経営環境は予断を許さない状況が続いております。

こうした状況の中、当社は次世代につなげる組織作りを目指し、人材の補強策として新たにジョブ型雇用の制度を取り入れるとともに教育体制の強化を実施しました。また、ドローンの導入や新規分野である杭工事、環境商品の取扱を開始するなど、お客様のニーズに幅広く対応するとともに、経営の安定性、企業ブランドの獲得のため成長戦略への投資を行いました。

これらの結果、売上高は1,168,354千円、営業損失は24,341千円、経常損失は19,477千円、中間純損失は16,715千円となりました。

施主の意向により、完成工事の引き渡しは下半期に集中する傾向にあるため、業績には季節変動が生じます。

なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同中間期との比較情報は記載しておりません。

また、当社は建設事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は416,912千円（前事業年度末比213,315千円減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は41,907千円となりました。これは主に、棚卸資産の増加361,389千円及び仕入債務の増加272,178千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は7,592千円となりました。これは主に、保険積立金の解約による収入7,741千円があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は179,000千円となりました。これは、長期借入れによる収入200,000千円及び長期借入金返済による支出379,000千円があったことによるものです。

なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同中間期との比較情報は記載しておりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当中間会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
建設事業	2,063,263	—	2,471,499	—

(注) 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期実績との比較分析は行っておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
建設事業	1,168,354	—

(注) 1. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期実績との比較分析は行っておりません。

2. 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年1月19日に提出した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO Pro Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができますものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証明する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c まで掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると当社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないとして当社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場

合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合
 - a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
 - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。)
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると当社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑯ 全部取得
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱ 株式併合
当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(1) 財政状態の分析

(資産の部)

総資産は1,952,027千円（前事業年度末比242,361千円増）となりました。流動資産につきましては、1,329,490千円（同255,991千円増）となりました。これは主に、未成工事支出金の増加361,393千円及び電子記録債権の増加72,395千円、現金及び預金の減少213,315千円によるものです。固定資産につきましては、622,536千円（同13,629千円減）となりました。これは主に、投資有価証券の減少5,416千円及び保険積立金の減少7,951千円によるものです。

(負債の部)

負債合計は1,366,113千円（同262,931千円増）となりました。流動負債につきましては、1,063,831千円（同454,236千円増）となりました。これは主に、工事未払金の増加120,509千円、電子記録債務の増加172,838千円及び未成工事受入金の増加267,722千円、未払法人税等の減少106,178千円によるものです。固定負債につきましては、302,282千円（同191,305千円減）となりました。これは主に、長期借入金の減少197,800千円によるものです。

(純資産の部)

純資産は585,913千円（同20,569千円減）となりました。これは主に、中間純損失の計上16,715千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2023年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年3月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	960,000	720,000	240,000	240,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	960,000	720,000	240,000	240,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年11月30日(注)	160,000	240,000	—	40,000	—	—

(注) 2023年11月30日付で1株を3株に分割いたしました。これにより株式数は160,000株増加し、発行済株式総数は240,000株となっております。

(6)【大株主の状況】

2023年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本投資ファンド第1号 投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング22階	168,000	70.00
嶋尻 行雅	静岡県静岡市葵区	28,800	12.00
森藤 恵二	静岡県沼津市	24,000	10.00
鈴木 利明	静岡県磐田市	19,200	8.00
計	—	240,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 240,000	2,400	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	240,000	—	—
総株主の議決権	—	2,400	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	2023年7月	2023年8月	2023年9月	2023年10月	2023年11月	2023年12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注)当社株式は、2024年2月26日付で、東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当中間発行者情報提出日までにおいて役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)及び「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)により作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、前中間会計期間(2022年7月1日から2022年12月31日まで)の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の中間会計期間(2023年7月1日から2023年12月31日まで)の中間財務諸表について、ときわ監査法人の監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当中間会計期間 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	633,228	419,913
受取手形・完成工事未収入金	※1, 2 190,110	※1, 2, 4 195,778
電子記録債権	※1 77,881	※1, 4 150,277
未成工事支出金	172,374	533,767
前渡金	310	—
前払費用	2,238	2,235
その他	116	30,045
貸倒引当金	△2,760	△2,526
流動資産合計	1,073,499	1,329,490
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※3, 5 67,739	※3, 5 65,485
工具器具備品	※3 10,710	※3 7,001
土地	※5 332,845	※5 332,845
有形固定資産合計	411,295	405,332
無形固定資産	3,242	2,928
投資その他の資産		
投資有価証券	39,032	33,615
出資金	529	527
破産更生債権等	6,226	6,226
長期前払費用	14,065	12,411
繰延税金資産	8,114	16,203
保険積立金	106,735	98,784
その他	53,151	52,734
貸倒引当金	△6,226	△6,226
投資その他資産合計	221,627	214,275
固定資産合計	636,165	622,536
資産合計	1,709,665	1,952,027

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当中間会計期間 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	33,420	12,250
工事未払金	174,196	294,706
電子記録債務	192,177	365,016
1年内返済予定の長期借入金	※5 28,000	※5 46,800
未払金	4,944	6,467
未払費用	20,158	24,186
未払法人税等	106,676	498
未成工事受入金	39,624	307,346
預り金	3,870	6,559
その他	6,526	—
流動負債合計	609,595	1,063,831
固定負債		
長期借入金	※5 351,000	※5 153,200
役員退職慰労引当金	139,020	145,515
預り保証金	3,567	3,567
固定負債合計	493,587	302,282
負債合計	1,103,182	1,366,113
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
利益剰余金		
利益準備金	8,761	8,761
その他利益剰余金		
別途積立金	470,000	470,000
繰越利益剰余金	79,421	62,705
利益剰余金合計	558,182	541,467
株主資本合計	598,182	581,467
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,299	4,445
評価・換算差額等合計	8,299	4,445
純資産合計	606,482	585,913
負債・純資産合計	1,709,665	1,952,027

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

		当中間会計期間	
		(自 2023年7月1日	
		至 2023年12月31日)	
売上高			
完成工事高	※4	1,168,354	
売上高合計		1,168,354	
売上原価			
完成工事原価	※2	984,895	
売上原価合計		984,895	
売上総利益			
完成工事総利益		183,459	
売上総利益合計		183,459	
販売費及び一般管理費	※1, 2	207,800	
営業損失(△)		△24,341	
営業外収益			
受取利息		257	
受取配当金		347	
仕入割引		3,191	
受取賃貸料		5,364	
雑収入		40	
営業外収益合計		9,199	
営業外費用			
支払利息		2,018	
賃貸収入原価		2,182	
雑損失		135	
営業外費用合計		4,335	
経常損失(△)		△19,477	
特別利益			
保険解約益		183	
特別利益合計		183	
特別損失			
減損損失	※3	1,925	
保険解約損		393	
特別損失合計		2,319	
税引前中間純損失(△)		△21,612	
法人税、住民税及び事業税		1,218	
法人税等調整額		△6,115	
法人税等合計		△4,897	
中間純損失(△)		△16,715	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2023年7月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	40,000	8,761	470,000	79,421	558,182	598,182
当中間期変動額						
中間純損失（△）				△16,715	△16,715	△16,715
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	—	△16,715	△16,715	△16,715
当中間期末残高	40,000	8,761	470,000	62,705	541,467	581,467

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	8,299	8,299	606,482
当中間期変動額			
中間純損失（△）			△16,715
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△3,853	△3,853	△3,853
当中間期変動額合計	△3,853	△3,853	△20,569
当中間期末残高	4,445	4,445	585,913

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2023年7月1日	
至 2023年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失 (△)	△21,612
減価償却費	4,351
減損損失	1,925
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△234
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	6,495
受取利息及び受取配当金	△604
支払利息	2,018
保険解約益	△183
保険解約損	393
売上債権の増減額 (△は増加)	△78,063
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△361,389
仕入債務の増減額 (△は減少)	272,178
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	267,722
その他	△25,629
小計	67,367
利息及び配当金の受取額	140
利息の支払額	△2,018
法人税等の支払額	△107,396
営業活動によるキャッシュ・フロー	△41,907
投資活動によるキャッシュ・フロー	
保険積立金の解約による収入	7,741
その他	△149
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,592
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	200,000
長期借入金の返済による支出	△379,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△179,000
現金及び現金同等物の増減額	△213,315
現金及び現金同等物の期首残高	630,227
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 416,912

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

工具器具備品 4年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事契約については、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、工事原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

	前事業年度 (2023年6月30日)	当中間会計期間 (2023年12月31日)
受取手形	69,420千円	104,331千円
完成工事未収入金	109,982千円	74,099千円
電子記録債権	77,881千円	150,277千円

※2 受取手形・完成工事未収入金に含まれる契約資産の金額

	前事業年度 (2023年6月30日)	当中間会計期間 (2023年12月31日)
契約資産	10,707千円	17,348千円

※3 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年6月30日)	当中間会計期間 (2023年12月31日)
建物及び構築物	346,927千円	348,322千円
工具器具備品	19,512千円	21,295千円

※4 期末日満期日手形

中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当中間会計期間 (2023年12月31日)
受取手形	－千円	4,120千円
電子記録債権	－千円	4,572千円

※5 担保提供資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当中間会計期間 (2023年12月31日)
建物及び構築物	67,241千円	65,004千円
土地	332,845千円	332,845千円
計	400,087千円	397,850千円

	前事業年度 (2023年6月30日)	当中間会計期間 (2023年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	28,000千円	46,800千円
長期借入金	351,000千円	153,200千円
計	379,000千円	200,000千円

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)
役員報酬	39,841千円
給与手当	70,816千円
役員退職慰労引当金繰入額	6,495千円
減価償却費	3,403千円

※2 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)
有形固定資産	4,036千円
無形固定資産	314千円

※3 減損損失

当中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)

場所	用途	種類	減損損失
愛知県名古屋市中区	営業所	工具器具備品	1,925千円

当社は、減損損失を認識するにあたり、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を各営業所としております。また、全社的なキャッシュ・フローの生成に寄与する本社の建物等については共用資産としております。

当事業年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みである営業所について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため零円で評価しております。

※4 施主の意向により、完成工事の引き渡しは下半期に集中する傾向にあるため、上期の売上高に比べ、下期の売上高が著しく多くなるといった季節的変動があります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式(株)				
普通株式	80,000	160,000	—	240,000

(注) 2023年11月30日付で1株を3株に分割いたしました。これにより株式数は160,000株増加し、発行済株式総数は240,000株となっております。

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	当中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金	419,913千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△3,001千円
現金及び現金同等物	416,912千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	39,032	39,032	—
(2) 破産更生債権等 貸倒引当金（※2）	6,226 △6,226		
	—	—	—
資産計	39,032	39,032	—
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	379,000	377,280	1,719
負債計	379,000	377,280	1,719

（※1） 「現金及び預金」、「受取手形・完成工事未収入金」、「電子記録債権」、「支払手形」、「工事未払金」、「電子記録債務」、「未払法人税等」、「未成工事受入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2） 破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

当中間会計期間（2023年12月31日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	33,615	33,615	—
(2) 破産更生債権等 貸倒引当金（※2）	6,226 △6,226		
	—	—	—
資産計	33,615	33,615	—
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	200,000	199,198	801
負債計	200,000	199,198	801

（※1） 「現金及び預金」、「受取手形・完成工事未収入金」、「電子記録債権」、「支払手形」、「工事未払金」、「電子記録債務」、「未払法人税等」、「未成工事受入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2） 破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時間の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品
前事業年度（2023年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	18,996	—	—	18,996
債券	—	20,036	—	20,036
破産更生債権等	—	6,226	—	6,226
貸倒引当金	—	△6,226	—	△6,226
	—	—	—	—
資産計	18,996	20,036	—	39,032

当中間会計期間（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	13,613	—	—	13,613
債券	—	20,002	—	20,002
破産更生債権等	—	6,226	—	6,226
貸倒引当金	—	△6,226	—	△6,226
	—	—	—	—
資産計	13,613	20,002	—	33,615

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2023年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	377,280	—	377,280
負債計	—	377,280	—	377,280

当中間会計期間（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	199,198	—	199,198
負債計	—	199,198	—	199,198

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度 (2023年6月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	18,996	6,481	12,514
	(2) 債券	20,036	20,000	36
	小計	39,032	26,481	12,550
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		39,032	26,481	12,550

当中間会計期間 (2023年12月31日)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	13,613	6,892	6,721
	(2) 債券	20,002	20,000	2
	小計	33,615	26,892	6,723
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		33,615	26,892	6,723

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間貸借対照表日における時価に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、建設事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当中間会計期間(自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	屋根 工事	タイル・ れんが・ ブロック 工事	板金工事	鋼構造物 工事	建具 工事	内装 工事	その他 工事	合計
顧客との契約 から生じる収益	154,794	302,077	63,115	170,553	124,433	250,636	102,744	1,168,354
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への 売上高	154,794	302,077	63,115	170,553	124,433	250,636	102,744	1,168,354

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

また、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)		当中間会計期間 (2023年12月31日)	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	211,250	257,283	257,283	328,707
契約資産	72,600	10,707	10,707	17,348
契約負債	28,303	39,624	39,624	307,346

契約資産は、顧客との請負工事契約について履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益額のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられるものであります。

契約負債は、主に、一定期間にわたり収益を認識する工事契約について、個々の契約毎に定めた支払条件に基づき顧客から受け取った未成工事受入金に関するものであります。なお、契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当中間会計期間に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予定される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、建設事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間(自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間(自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)

当社は、建設事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間(自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間(自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当中間会計期間 (2023年12月31日)
1株当たり純資産額	2,527円01銭	2,441円31銭

(注) 2023年11月30日付で普通株式1株につき3株の分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額を算定しております。

1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり中間純損失金額(△)	△69円65銭
(算定上の基礎)	
中間純損失(△) (千円)	△16,715
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る 中間純損失(△) (千円)	△16,715
普通株式の期中平均株式数(株)	240,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2023年11月30日付で普通株式1株につき3株の分割を行いました。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】
該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年3月26日

三興商事株式会社
取締役会 御中

ときわ監査法人
静岡県静岡市
代表社員 公認会計士 浦田 潤一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 河俣 貴之
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三興商事株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第54期事業年度の中間会計期間（2023年7月1日から2023年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三興商事株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年7月1日から2023年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。